最終更新日：2019年5月31日
イオンディライト株式会社
代表取締役社長 兼 社長執行役員　濵田 和成
問合せ先：ディライトコミュニケーション部　03-6840-5712
証券コード：9787
http://www.aeondelight.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営理念「私たちは、お客さま、地域社会の『環境価値』を創造し続けます。」のもと、自らの持続的成長と企業価値の向上を通じて、ステークホルダーに対する責任を果たし、社会の要請や自らの経営環境に適合する最良のコーポレートガバナンスを実現することを目指しています。
当社はコーポレートガバナンス体制を、「当社の持続的成長を支えるための、以下の4つの視点からの『攻め』と『守り』のバランスの取れた仕組み」として「イオンディライト コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下「当社ガイドライン」）において定義しています。

1）企業の構成員（役員、社員）の事業活動を、一つの大きな意思・ベクトルに統合し、経営資源を最大限に活用する手段
2）企業を支えるステークホルダーとの信頼関係の基となる基本的約束
3）日常・非日常の不測の事態に対する備え
4）企業が社会の一員として存続するために守るべきルール

尚、詳細については当社ウェブサイトをご参照ください。

【経営理念】
http://www.aeondelight.co.jp/corporate/philosophy.html

【イオンディライト コーポレートガバナンス・ガイドライン】
【コーポレート・ガバナンス報告書】
http://www.aeondelight.co.jp/ir/management/disclosure.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11】
現時点において女性・外国籍の取締役・監査役は就任しておりませんが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については取締役会で引き続き検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社ガイドライン第7条「政策保有株式」をご参照ください。
2018年度は、保有意義を検証した結果、1銘柄の株式を売却しました。

【原則1-7】
当社ガイドライン第9条「株主の利益に反する取引の防止」をご参照ください。

【原則2-6】
当社ガイドライン第35条「企業年金基金」をご参照ください。

【原則3-1】
1）経営理念、中期経営計画はホームページ及び決算説明資料にて開示しています。
2)当社ガイドラインを当社ホームページにて開示しています。
3)当社ガイドライン第28条「取締役・監査役の報酬」をご参照ください。
4)当社ガイドライン第27条「取締役候補者及び監査役候補者の選定」をご参照ください。
5)個々の役員の選解任理由に関しては、株主総会参考書類等で開示します。

【補充原則4-1-1】
当社ガイドライン第16条「業務執行体制」、第17条「取締役会の役割、責務等」をご参照ください。

【原則4-8】
当社ガイドライン第13条「取締役会、監査役会の体制」において独立性・中立性のある独立社外取締役を2名以上置くことを定めており、現時点で独立社外取締役は3名を選任しています。

【原則4-9】
当社ガイドライン第21条「社外取締役の独立性判断基準」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】

当社ガイドライン第13条「取締役会、監査役会の体制」、第27条「取締役候補者及び監査役候補者の選定」をご参照ください。

【補充原則4-11-2】
当社ガイドライン第31条「取締役、監査役の兼務状況」をご参照ください。また、役員の兼務状況につきましては、有価証券報告書、定時株主総会招集ご通知等で開示しています。

【補充原則4-11-3】
＜評価プロセス＞
取締役会の任意の諮問機関である評価諮問委員会において、2019年1月から2019年2月にかけて質問票に基づく自己評価（※1）、評価諮問委員による聴取（※2）を実施し、その結果の分析・評価を行いました。また、評価諮問委員会の分析・評価結果に基づき、本年4月26日の取締役会において取締役会の実効性について評価を行いました。
※1 質問票に基づく自己評価：取締役会の実効性に関する質問票に対し、すべての取締役・監査役が回答
※2 評価諮問委員による聴取：委員が取締役の一部並びに取締役兼務者を除く執行役員から意見を聴取
＜評価項目＞
1）取締役会の構成、2）取締役会の運営、3）取締役会の議題、4）取締役会を支える体制、5）取締役会の役割・責務、6）常務会
＜評価結果＞
取締役会による意思決定及び業務執行の監督の実効性は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に沿って確保されていると評価しました。
前年より、取締役会の議事進行、議論の活発化の面で改善が見られ、取締役会の議題の整理が進んでいると評価できる一方、戦略政策や事業リスクについては取締役会での議論が更に必要であると認識しています。
また、取締役の選解任については諮問委員会の役割強化により実効性が上がっているが、ＣＥＯの後継者計画と選解任、役員報酬の決定における取締役会の関与については課題もあること、執行役員に女性や外国人を加えたが取締役会においても多様性が必要であることを確認しました。

【補充原則4-14-2】
当社ガイドライン第30条「取締役及び監査役のトレーニングに関わる方針」をご参照ください。当社は、当社および子会社役員を対象として以下の研修・セミナーを実施しています。
・新任役員研修
・コンプライアンスセミナー
・トップセミナー

【原則5-1】
当社ガイドライン第10条「株主との対話」に基本方針を掲載しています。
1）取締役会は、株主との建設的な対話を促進するために、取締役を情報開示責任者に選任の上、ディライトコミュニケーション部をIR所管部署と定めています。
2）情報開示責任者である取締役は、対話を補助する部門間での情報共有を確実に行うなど有機的な連携を確保しています。
3）投資家に対しては、決算説明会を年2回実施し、インターネットを通じた動画を日本語、英語同時配信しています。また電話取材・IRミーティングについても随時実施しています。
4）外部コンサルタントの助言を元に取締役に対し定期的なフィードバックを行っています。
5）対話に際してのインサイダー情報を管理する為、情報の統制に関する規定を整備しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
イオン株式会社	14,350,250	26.49
イオンリテール株式会社	11,558,800	21.34
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー　レギュラーアカウント	2,280,473	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,149,500	2.12
イオンディライト取引先持株会	1,028,300	1.90
オリジン東秀株式会社	854,000	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	798,200	1.47
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　クライアント　オムニバス　アカウント　オーエムゼロツー　505002	541,600	1.00
イオンディライト従業員持株会	487,590	0.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	461,500	0.85

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	イオン株式会社　（上場：東京）　（コード）　8267

補足説明 更新

上記「大株主の状況」は、2019年2月28日現在の状況を記載しています。上記株式数の他に、当社は自己株式4,251,504株（所有株式数の割合7.85%）を所有しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、イオン株式会社（純粋持株会社）及び同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。
日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社、並びに同グループ企業の成長は当社にとって事業機会の拡大に繋がります。
そのため、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることが少数株主の利益拡大に資するものと認識しております。
イオン株式会社及び同グループ企業との取引については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済合理性を担保すると共に、特に重要な契約については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定している社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の決議を経て締結しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社はイオン株式会社であり、当社株式をイオン株式会社が14,350千株（議決権比率26.49%）、イオンの子会社であるイオンリテール株式会社が11,558千株（議決権比率21.34%）、オリジン東秀株式会社が854千株（議決権比率1.58%）を保有しています。
当社取締役会は社外取締役3名を含む11名の取締役で構成されており、独自の経営判断を行うことができる状況にあります。
さらに、社外監査役2名を選任、うち1名及び社外取締役3名を独立役員に選任しており、経営判断のより一層の独立性を確保し、事業運営面における経営判断や資金調達等については、当社独自の判断で行っています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤　博之	他の会社の出身者											
藤田　正明	他の会社の出身者											
本保　芳明	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　博之	○	―――	豊富な経営者経験及び幅広い見識等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導をいただくため、社外取締役として選任しています。 なお佐藤氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると判断し、独立役員として選任しています。

藤田　正明	○	―――	品質管理･生産管理に関する豊富な経験を踏まえ当社の技術経営（MOT）に的確な助言を行っていただくとともに、異業種横断･グローバルなビジネス展開･マネジメントに関する経営的知見と人間味のある人材育成などで、経営やコーポレート･ガバナンス等の向上についてご指導をいただくため、社外取締役として選任しています。 なお藤田氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると判断し、独立役員として選任しています。
本保　芳明	○	―――	運輸省関連行政の他、海外経験、初代観光庁長官及び日本郵政公社理事としての豊富な経歴と幅広い知見を持ち、かつ大学客員教授としての人材育成分野において経験があり、当社の経営に貢献できる人材として、社外取締役として選任しています。 なお本保氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていると判断し、独立役員として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	6	0	2	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	6	0	2	3	0	1	社内取締役

補足説明

指名･報酬諮問委員会は、取締役･監査役の指名･選任および報酬の決定について取締役会に助言･答申を行い、透明性と客観性を高めることを目的に設置しています。「その他」の1名は、社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的にかつ必要に応じて会合を持ち、情報交換を行っています。会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法監査および金融商品取引法監査を受けています。
内部監査部門としては、経営監査部を設け業務全般にわたる内部統制の有効性および効率性を高めるため、計画的に評価および監査を行い、業務の円滑な運営と統制に努めています。監査役は、経営監査部と定期的および日常、適宜必要に応じて相互の情報交換･意見交換を行う等の連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森橋　秀伸	他の会社の出身者			△		△		△						
高橋　司	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森橋　秀伸		社外監査役森橋秀伸氏は、2017年5月までその他の関係会社である株式会社未来屋書店の取締役経営管理本部長として勤務していました。	株式会社未来屋書店の取締役を歴任され、経営者経験及び幅広い見識を有しておられ、経営者としてのバランス感覚や豊富な知見を活かして、コーポレート・ガバナンスの向上についてご指導をいただくため、社外監査役として選任しています。
高橋　司	○	―――	豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映し、監査機能を強化するため社外監査役として選任しています。 なお高橋氏は、当社と特別な利害関係はなく、独立した立場からの監査という役割および機能は十分に確保されていると判断し、独立役員として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

コーポレートガバナンス・コード［原則4-9］当社は、当社ガイドライン第21条において、社外取締役の独立性基準について定めています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、2007年5月24日開催の第34回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止と共に、株式報酬型ストックオプション導入を決議しています。

取締役の報酬制度と当社の株価や業績との連動性を高め、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆さまと共有し、業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としています。直近では2018年5月10日を割当日とし、当社の社内取締役10名に対して第11回新株予約権を割り当てています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員個別報酬の開示はしていません。
2018年2月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の内訳及び総額は以下の通りです。

取締役支給人数　13名（うち社外取締役3名）※無報酬の員数1名は含んでいません。
報酬等の額　　288百万円（うち社外取締役24百万円）

監査役支給人数　4名（うち社外監査役2名）※無報酬の員数2名は含んでいません。
報酬等の額　　19百万円（うち社外監査役14百万円）

合計支給人数　17名（うち社外役員5名）
報酬等の総額　307百万円（うち社外役員39百万円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、2007年5月24日開催の定時株主総会において年額590百万円以内と決議いただいています。
　　2．監査役の報酬限度額は、1990年5月18日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬、中長期の企業価値の向上に対するインセンティブとしての株式報酬型ストックオプションで構成し、その総額は予め株主総会で決議された金額内としています。取締役会は、株主総会の決議の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の報酬を決定しています。
監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、監査役の協議にて決定しています。社外取締役及び監査役の報酬については、その役割から業績に連動しない基本報酬のみとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して事前に資料配布を行い、必要に応じて議案説明を実施するなど十分な情報提供を行っています。
社外取締役に対しては取締役会事務局である戦略部が、社外監査役に対しては常勤監査役及び常勤監査役付のスタッフがサポートを行う体制となっています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
四方 修	顧問	行政機関での要職や企業の経営者を務めてきた豊富な経験と幅広い知見から助言を行う。	非常勤・報酬有	2001/3/22	1年
古谷 寛	顧問	イオングループにおいて経営や経営人材の育成に携わってきた経験・知見から助言を行う。	非常勤・報酬有	2008/5/22	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	2 名

その他の事項

顧問への就任に際しては、所定の社内手続きの上、役割やその処遇について決定しています。
それぞれの経歴や知見から役割を明確化し、助言を行うことを任務とします。なお、経営上の意思決定及び業務執行には関与いたしません。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

【取締役会】
取締役会は、当社のコーポレートガバナンス体制において株主総会に次いで最も重要な役割を果たす機関と位置付け、経営に関する重要な意思決定を行うと共に、取締役及び執行役員等の経営幹部に対する実効性の高い監督を行っています。

【執行役員会】
当社は、2016年5月24日より執行役員制度を導入し、執行役員会を設置しています。
執行役員制度導入に際しては、取締役会の経営に関する重要な意思決定と経営の監督についてこれまで以上に充実した審議を行うため、取締役会の業務執行機能を一部委任すると共に、多面的で深度ある検討と連携増進を可能にすることを目的としています。

【指名･報酬諮問委員会】
取締役会の任意諮問機関として設置しており、取締役候補者･監査役候補者の選任･指名及び代表取締役社長等の後継者の計画、取締役の報酬に対するインセンティブプランと報酬内容について取締役会に対し助言･答申を行います。

【評価諮問委員会】
取締役会の任意諮問機関として設置しており、取締役会全体の実効性分析評価、及び当社「コーポレート･ガバナンス･ガイドライン」の実効性自己レビューを行い、取締役会に対し助言･答申を行います。

【内部監査】
内部監査は、経営監査部が子会社を含めた内部監査を定期的に実施し、その結果を代表取締役、取締役会等に報告するとともに、適正な業務運営を指導しています。

【監査役･監査役会】
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役会並びに取締役の意思決定、職務執行に関する監視機能を果たしています。

【会計監査人】
当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けています。なお、当社と有限責任監査法人トーマツ及び監査業務に従事する公認会計士との間には、特別な利害関係はございません。
当期における会計監査の体制は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名
業務担当社員：美馬 和実、中田 明
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士10名、会計士補及び公認会計士試験合格者等13名

【責任限定契約】
当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役　佐藤博之氏、同　藤田正明氏及び同　本保芳明氏並びに社外監査役　森橋秀伸氏及び同　高橋司氏と、会社法第423条第1項の責任につき、各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、この限度を超える社外役員の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役･監査役会が取締役･取締役会の職務執行を監査しています。当社の取締役会は、執行と監督の機能の二面性を併せ持ちますが、執行に関わる意思決定の迅速化を目的に、取締役会は執行役員制度を導入し執行に関わる意思決定の一部を執行役員会に委ねています。
取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、独立性･中立性のある独立社外取締役を3名置いています。監査役会は、監査役会の独立性確保のため半数以上を社外監査役で構成し、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員に指定しています。
当社は、取締役候補者の指名に関わる方針･基準、取締役の報酬に関わる方針･基準の策定や、取締役会における個々の指名･報酬案の決定に際しての独立性･客観性と説明責任を強化するため、また取締役会全体の実効性を評価分析する上でその独立性と客観性を供するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名･報酬諮問委員会及び評価諮問委員会を設置しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は事業年度末が2月であり、株主総会は毎年5月に開催しています。直近の株主総会は、2018年5月18日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	日本取引所グループが運営している「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英語版の招集通知（狭義）を、東証および当社株主投資家向けホームページにて開示しています。 https://www.aeondelight.co.jp/english/ir/library/meeting.html
その他	招集通知及び議決権行使結果については、ホームページに掲載しています。 http://www.aeondelight.co.jp/ir/stock/meeting.html

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しています。 http://www.aeondelight.co.jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年度は8月に日本経済新聞社主催の日経IR・投資フェア2018にて企業ブースを出展すると共に個人投資家への説明会を実施しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に代表者による説明会を実施しています。なお、2018年度第2四半期の決算内容につきましては2018年10月11日に実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にて、決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・報告書、並びに外部調査機関によるリサーチレポートを掲載しています。決算短信・決算説明会資料、外部調査機関によるリサーチレポートにつきましては英語版も掲載しています。 また、IR・投資家情報ポータルサイト、「IRSTREET」において同様の資料と共に、決算説明会・株主総会・個人投資家説明会の動画についても掲載しています。 当社ホームページ http://www.aeondelight.co.jp/ir/library/index.html IRSTREET http://www.irstreet.com/jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ戦略本部 ディライトコミュニケーション部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「イオンディライト行動規範」及び「私の約束」を制定し、ステークホルダーに対する考え方、判断基準として規定しています。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社はイオン社会福祉基金とイオン１％クラブに加盟しており、会社と従業員が一体となって、さまざまな環境・社会貢献活動に取り組んでいます。 継続している活動のひとつは毎月11日のクリーン活動です。こちらは全国各地にある事業所周辺の清掃を従業員のボランティア活動として実施しています。その他、年末にはイオン社会福祉基金の制度を利用し、従業員による社会福祉施設への訪問を実施しました。全国各地の13の施設で、従業員106名が参加しました。 また、イオン１％クラブとイオン環境財団を通じて、西日本大豪雨支援募金、ミャンマー学校建設支援募金など、総額92万円を寄付しました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、次の事項について積極的に開示してまいります。 ・経営戦略、経営計画、資本政策等の経営に関する基本方針 ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 ・投資家との対話を通じて開示要望の強い各種情報等で、当社の経営状況を理解する上で有効な定量的・定性的情報 また、国際的な情報開示の観点から、合理的な範囲内において英語での情報の開示及び提供に努めてまいります。
その他	【ダイバーシティ推進】 当社では、2015年４月にお客さま満足の実現と新たな環境価値創造に向けて、ダイバーシティ推進宣言をしました。ダイバーシティ推進の目的は、多様な人材を活用し、企業競争力を向上させることです。2016年10月には「イクボス企業同盟」へ加盟、同年11月にはＬＧＢＴセミナーを実施、2017年7月には厚生労働大臣認定の「えるぼし（3つ星）」を取得、同年8月には「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」の認証を取得、2018年2月には、大阪府より「大阪府男女いきいき・元気宣言」事業者に登録されました。 従業員の働きやすさと成長を実現する制度や環境を整備し、ダイバーシティ経営の実現に向けた風土作りを進めています。人材の多様な価値観を活かし、ファシリティマネジメントに新しい価値を創出することを重点に置き取り組んでまいります。 【女性の役員・管理職の登用状況】（2019年2月末日現在） 取締役11名中0名（0%）、執行役員12名（※）中1名（8.3%）、管理職159名中8名（5.0%）となっています。※取締役兼務者を除く

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、その基本方針を2018年5月18日開催の取締役会で次のとおり決議いたしました。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制　(法令定款遵守体制)

(1) 当社は、法令･定款の遵守はもとより、経営理念と行動規範を常に意識して、高い倫理観を持って行動する。
(2) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、以下の体制整備を行う。
(ア)取締役会は、取締役会規則･同付議基準に基づく重要事項の決定を行うとともに、経営･業務執行の監督を行う。取締役は相互に牽制機能を発揮しつつ、重要な意思決定及び業務執行が法令･定款に適合することを確認する。
(イ)取締役会は、コンプライアンス担当役員を選任し、その事務局機能として法務部内にコンプライアンス室を置く。コンプライアンス担当役員、コンプライアンス室は、当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という。)のコンプライアンス強化に必要な施策を実施する
(ウ)当社は、グループ会社を含め、組織ごとにコンプライアンス責任者、およびコンプライアンス管理者を定め、役職員のコンプライアンスの徹底を図る。
(エ)当社は、就業規則等において、法令、社内規程等の誠実な履行を社員に義務付けるほか、定期的あるいは随時実施するコンプライアンス研修等でグループの役職員のコンプライアンス意識を高める。
(オ)当社は、内部通報制度を設け、企業活動上の不適切な問題を早期に発見･改善し、再発防止を図る
(カ)内部監査部門である経営監査部は、コンプライアンス体制の有効性を監査･評価する。
(キ)監査役および監査役会は、法令および定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に求める

2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制　(情報保存管理体制)

(1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定保存文書並びにその他の重要な情報について、適切に保存･管理するため、以下の体制を整備する。
(ア)当社は、取締役の業務執行に係る重要な文書または電磁的媒体記録を、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存し管理する。
(イ)当社は、取締役及び監査役からのこれら文書の閲覧要請には即時対応する。
(ウ)当社は、情報セキュリティ管理規程、個人情報安全管理規程等の社内規程に則って、適切に情報管理を行うとともに、規程の見直し等を適宜行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制　(損失危機管理体制)

(1) 当社は、事業活動において予測される諸々のリスクに対し、必要な判断と対処を行うため、以下の体制を整備する。
(ア)平常時のリスク管理については、リスクカテゴリー別に定めるリスク所管部署が、リスクの管理を行い、リスク事象発生の未然防止や損失の低減を図る。
(イ)総務部を事務局とするリスク管理委員会が、各リスク所管部が実施するリスクの評価･分析並びに対策案等を総括し、その結果を定期的に取締役会･監査役に報告する。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告する。
(ウ)危機時には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、平常時以上に迅速な意思決定と執行を可能にする。また、地震防災規程、緊急事態対応手順、地震防災行動マニュアル等の規程･マニュアルを整備し、定期的に訓練を実施するとともに適宜規程･マニュアルの手直しを行う。
(エ)経営監査部は、リスク所管部の監査等を通じて、リスク管理の有効性を評価する。
(2) 当社は、経営理念に掲げた「環境価値の創造」を具現化するものとして業務品質に徹底的に拘り、将来にわたってお客様に支持される品質を維持、改善するために、以下の体制を整備する。
(ア)当社は、統合品質マニュアル、クリーニング･ディライト･スタンダード等の業務管理規程･マニュアル等を制定し、随時内容を見直す。
(イ)当社は、業務管理規程･マニュアル等に基づく業務実施を徹底するため、センター長全員にISO監査員資格者教育を施す。また、ISO監査員資格保有者による相互監査を、毎年全センターで実施することにより、その実効性を確認する。

4．取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制　(効率性確保体制)
(1) 当社は、取締役の効率的な職務執行を確保するため、以下の体制を整備する。
(ア)当社は、取締役会規則を定め、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするとともに、決裁規程･職務責任権限規程等で取締役会決議事項以外の意思決定についても決裁権限を明確にし、また業務遂行に必要な組織の分掌、職務の範囲及び責任を明確にする。
(イ)取締役会は、経営の重要な意思決定と経営･業務執行の監督に十分な審議を尽くす。また、執行役員制度の導入で業務執行の効率化を図るとともに、営業戦略会議、開発戦略会議、支社経営会議、グループ社長会等の会議体を活用しグループの効率的な経営を図る。
(ウ)当社は、職務執行の公正さを監督する機能を強化するため、複数の独立社外取締役を取締役会に含める。取締役会は、任意の諮問委員会として指名･報酬諮問委員会と評価諮問委員会を設置し、独立社外取締役をその委員とする。
(エ)当社は、これら当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、イオンディライト コーポレートガバナンス･ガイドラインとして明文化し開示する。

5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制　(企業集団内部統制)

(1) 当社とイオン株式会社及びイオングループ各社、またはイオンディライトの子会社との取引については、利益相反の防止を図り、その適正を確保する。
(2) 当社グループは、基本思想･理念を共有するとともに、グループ内部統制を強化するため、以下の体制を整備する。
(ア)当社は、関係会社管理規程において、子会社が親会社に対して報告を要する事項、事前の了承を要する事項等を定め、親会社による子会社のガバナンスの基本的な枠組みを定める。また当社は、原則として、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営の監督を行う。
(イ)当社は、月次で子会社から業績報告を受領するほか、当社取締役と子会社社長をメンバーとするグループ社長会を開催し、子会社の経営状態を把握するとともにグループ全体の情報共有に活用する。

(ウ)当社グループは、共通で統一的な枠組みの下で、コンプライアンス、内部通報制度を運営する。当社は、当社グループの役職員に対して、毎年、法令遵守等に関する研修を行い、意識の醸成、コンプライアンスの徹底を図る。
(エ)当社グループは、財務報告にかかる内部統制、リスク管理、内部監査に関しては、グループ内で基本方針を共有しつつ、子会社の事業内容・規模・事業の複雑性等を考慮の上、個別に報告・運用の体制を決める。
(オ)監査役、経営監査部は、子会社を定期的に監査・監督する。経営監査部は、過去の業務監査実績や内部通報実績等を総合的に判断し、リスクが高いと判断する子会社に対して特に入念な業務監査を実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項　(監査役スタッフ配置)

(1) 当社は、監査役を補助するため、監査役の求めにより専属の使用人を監査役室に配置する。
(2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役の業務補助を行う。

7．監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項　(監査役スタッフ独立性)

(1) 当社は、監査役室に属する使用人の採用・選定・異動等の人事に関する事項については、事前に常勤監査役または監査役会の同意を得ることとし、その人事考課は常勤監査役が行う。
(2) 当社は、当該使用人についての懲戒手続きを開始する場合には、常勤監査役または監査役会の同意を得る。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項　(監査役への報告体制)

(1) 当社グループの役職員は、当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事実、法令違反その他のコンプライアンス上の問題を発見・認識した場合、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
(2) 経営監査部、法務部コンプライアンス室、総務部等は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況等を、定期的に当社監査役に報告する。
(3) 監査役は、取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができる。
(4) 当社は、当社グループの内部通報制度の所管部署を法務部コンプライアンス室と定める。監査役は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、所管部から定期的または随時報告を受ける。
(5) 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員及び内部通報制度の利用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いまたは報復的言動を行うことを一切禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制　(監査役監査実効性確保体制)

(1) 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備する。
(ア)監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換し、効果的な監査業務の遂行を図る。
(イ)監査役は、経営監査部と緊密な連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
(ウ)監査役は、会計監査人或いは社外取締役とも情報交換し、緊密に連携を図る。
(エ)当社グループの役職員は、監査役の業務の執行に関する事項について、監査役から報告並びに関係資料の提出を求められたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。
(2) 当社は、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときはこれに応じる。
(ア)当社は、監査役がその職務の執行について、会社法３８８条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
(イ)当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ一定額の予算を設ける。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の請求に基づき処理する。

１０．反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに、外部専門機関とも連携し組織として対応する。
(2) 当社は、取引先が反社会的勢力であること、若しくは反社会的勢力と取引関係にあることが判明した場合、または取引先に暴力的、脅迫的な反社会的言動があった場合は、直ちに取引・契約を解除する。
(3) 反社会的勢力からの要求についての対応部署を総務部と定め、外部機関からの情報収集を積極的に行い、反社会的勢力の排除に努める。

１１．財務報告に係る内部統制のための体制

(1) 当社は、内部統制報告制度に従って「財務報告に係る内部統制規則」を整備し、教育・指導、運用評価を行い、当社グループの財務報告の正確性・信頼性確保に取り組む。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに、外部専門機関とも連携し組織として対応いたします。その基本的な考え方については内部統制システム「１０．反社会的勢力排除に向けた体制」に記載しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にございませんが、状況を鑑み、検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に関する基本方針
当社ガイドライン第11条「情報開示と透明性」において記載しています。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
重要な経営情報（決定事実、発生事実、決算情報等）については、取締役会に付議・報告を行った上で、情報開示責任者である取締役の指示のもと、広報・IRを担当するディライトコミュニケーション部よりTDnetを使い適時開示をしています。

■コーポレート・ガバナンス体制　模式図

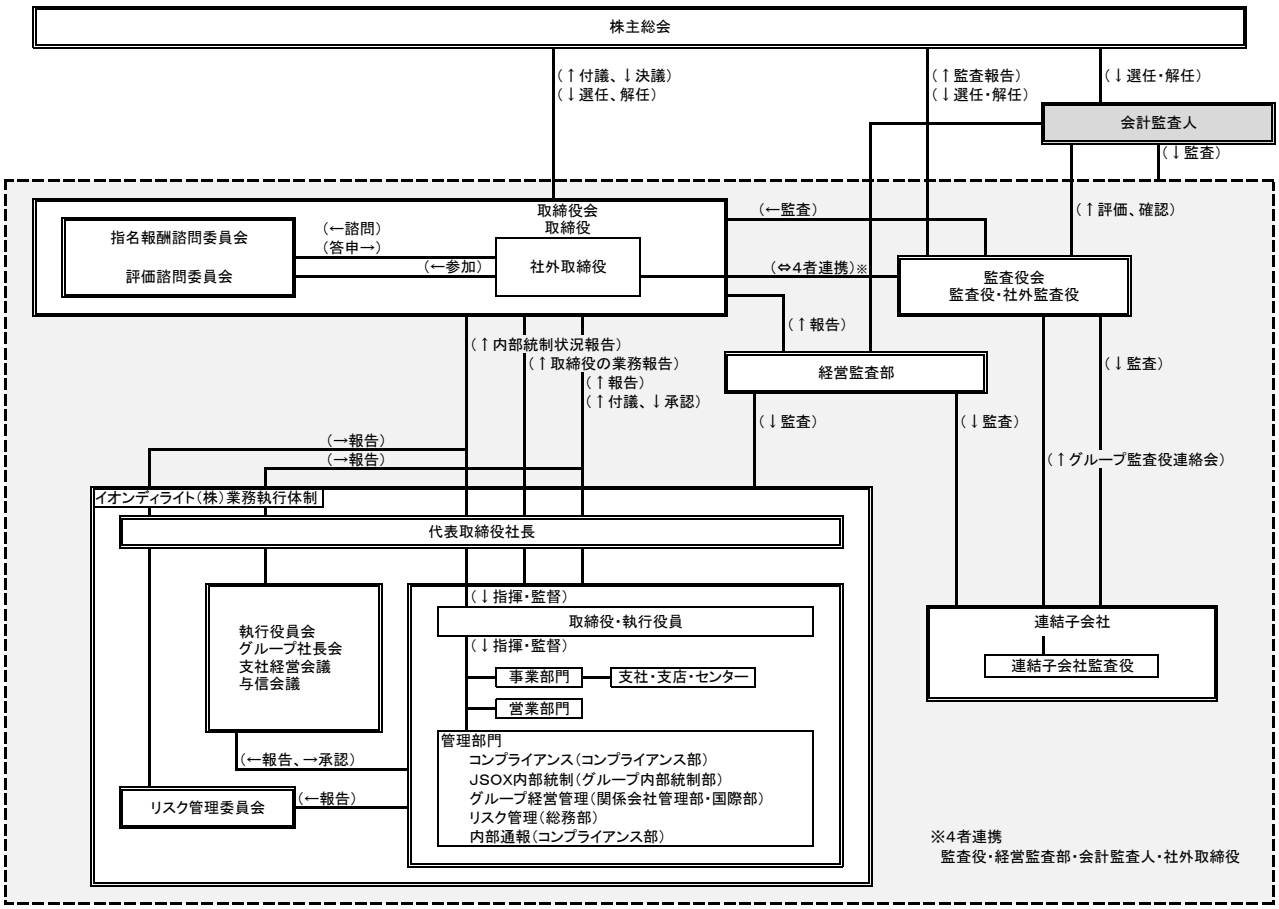
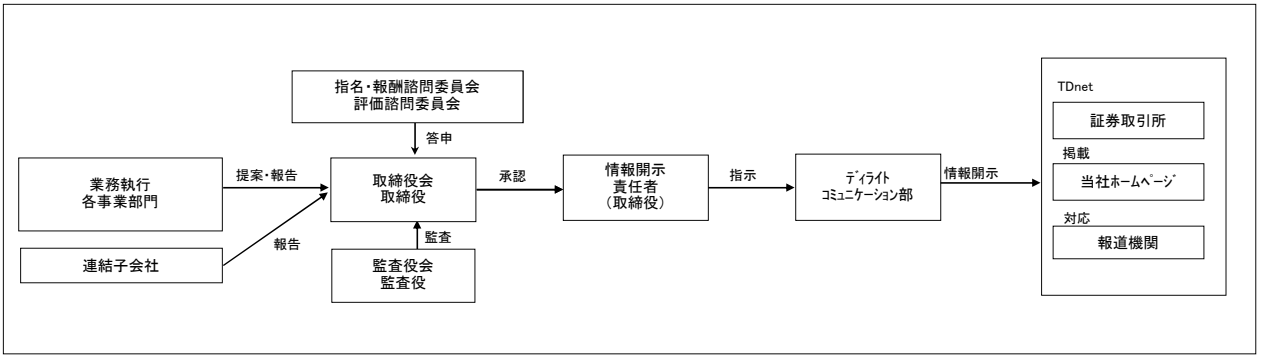
■適時開示体制　模式図